

## 漢検 漢字教育サポーター制度に関する要綱

### (趣旨)

第 1 条 本要綱は、公益財団法人日本漢字能力検定協会（以下、「協会」という）が全国各地の漢字教育を推進・発展させることを目的として運営する「漢検 漢字教育サポーター制度」（以下、「本制度」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (制度概要)

第 2 条 本制度は、全国各地において漢字学習の支援を希望する団体・組織に対して、その依頼に基づき、協会が漢字に関する知識・教養並びに指導力を持ち、地域における漢字学習を支援する意思を持つ者を紹介するものである。なお、職業斡旋や労働者派遣を行うものではない。

### (漢検 漢字教育サポーターの定義)

第 3 条 漢検 漢字教育サポーターとは、本要綱に掲げる登録要件を満たし所定の手続きを経て登録され、各地域の学校や教育団体等の依頼に応じて漢字学習に関する支援等を行う者をいう。

### (称号について)

第 4 条 漢検 漢字教育サポーターには、本要綱に掲げる登録要件に基づき以下の 2 つの称号を設ける。

(1) 漢検 認定エキスパート講師

各地域の学校や教育団体等の依頼に応じて、漢字に関する講座の講師や指導を行うことができる協会が認定した者

(2) 漢検 学習アシスタント

各地域の学校や教育団体等の依頼に応じて、漢字学習や漢検受験のサポートを行うことができる協会が認定した者

### (登録要件)

第 5 条 漢検 漢字教育サポーターに登録ができる者は、次の (1) (2) (3) のいずれにも該当する者であることとする。

(1) 全国の各地域における漢字教育や漢検の普及、推進に賛同し、地域の漢字学習支援活動に意欲を有する者

(2) 満 18 歳以上であり、かつ協会指定の手続きにより登録を行った者

(3) 「漢検 認定エキスパート講師」・「漢検 学習アシスタント」それぞれ以下に示す能力を有する者

・「漢検 認定エキスパート講師」

次の①②のいずれかに該当する者

① 漢検 1 級もしくは準 1 級を取得し、さらに協会が主催する「漢字教育サポーター育成講座」（2022 年度終了）または立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所認定の「漢字教育士資格認定講座」を修了した者

② ①に準ずる漢字能力を有し、漢字学習に関する指導や支援等の実績がある等、講師・指導能力を有すると認められた者

・「漢検 学習アシスタント」

次の①②のいずれかに該当する者

① 漢検 1 級または準 1 級を取得している者

② ①に準ずる漢字能力を有すると協会が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の（１）～（４）のいずれかに該当する者は登録することができない。

- （１） 登録の内容について、協会が指定する情報を公開すること、および支援を依頼する団体へ提供することに同意しない者
- （２） 特定の政党または宗教の利害に関する指導、もしくはこれらを支援する内容の指導を行う者
- （３） 反社会的勢力との関係がある者
- （４） その他協会が登録すべきでないと判断した者

（登録料）

第 6 条 登録に際しての登録料および年会費については無料とする。

（登録の申請）

第 7 条 漢検 漢字教育サポーターの登録を希望する者は、協会が指定する形式により、登録申請を行わなければならない。

（登録の決定等）

第 8 条 協会は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、第 5 条に規定する要件を満たす場合は、登録するものとする。

2 登録の期間は、協会が登録した日から、その年度の末日までとする。

3 協会は、毎年度の末日までに登録している者（以下、「登録者」という。）に対して、翌年度の登録について継続するか否かの意思の確認を行い、継続を希望する場合は、当該登録を 1 年間延長するものとする。翌年度以降においても同様とする。

（登録内容の変更）

第 9 条 登録者は、第 7 条により申請した登録内容について変更が生じた場合は、速やかにその旨を協会に届けなければならない。

（登録の取り消し）

第 10 条 協会は、登録者が次の（１）～（６）のいずれかに該当した場合において、当該登録者の登録を取り消すものとする。登録が取り消された場合、登録者は、取り消しにより生じた不利益について、協会に対して一切の異議または請求を行わないものとする。

（１） 登録者が第 5 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなった場合

（２） 登録者が第 5 条第 2 項に規定する要件に該当することが判明した場合

（３） 登録者から登録の取り消しの申し出があった場合

（４） 協会が不適切と認める指導または行動を行った場合

（５） 協会、協会職員または依頼のあった団体・組織に対する、暴言、威迫、誹謗中傷、人格否定、過度な要求、執拗な言動等その他社会通念上相当な範囲を超える行為 を行い、業務の円滑な遂行を著しく妨害した場合

（６） その他協会が登録を取り消すべきと判断した場合

（登録内容の公開）

第 11 条 協会は、登録者の情報のうち、協会が指定した項目の全部または一部を必要に応じて編集し協会のウェブサイトや協会が必要と認めた媒体等に掲載することができるものとする。

(漢検 漢字教育サポーターへの依頼等)

第 12 条 漢検 漢字教育サポーターに支援を依頼することができる団体・組織は、次の(1)～(5)のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 学校教育法に定める学校(専修・各種学校を含む)、各省庁所轄の学校および官公庁
  - (2) 漢検の準会場認定を受けている団体(塾、企業等)
  - (3) 漢検の普及、運営委託を請け負っている代理店
  - (4) 地方公共団体ほか、主として教育、福祉、生涯学習等を目的に活動している団体
  - (5) そのほか協会が認めた団体
- 2 支援を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、協会のウェブサイトで、支援を希望する登録者を検索し、協会所定の依頼票に必要事項を記載し、協会へ申請する。
- 3 協会は、前項の申請があったとき、その内容を審査し、本条第1項に規定する要件を満たす場合は、漢検 漢字教育サポーターを紹介するものとする。なお、申請があった場合においても、その条件等により漢検 漢字教育サポーターを紹介できないことがあるものとする。
- 4 協会が紹介した後の漢検 漢字教育サポーターへの連絡および調整は、依頼者が直接行うものとする。
- 5 漢検 漢字教育サポーターの講師料や交通費等の必要経費については、必要に応じて依頼者が負担するものとする。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改定)

第 14 条 本要綱の内容は、協会がその全部または一部を事前に通知することなく任意に改定できるものとする。この場合、協会はウェブサイト上で改定を通知するものとし、改定の効力はウェブサイトへの掲示時点で生じるものとする。

付則

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改定経過

本要綱は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 条付則

「漢検 学習アシスタント」から「漢検 認定エキスパート講師」への昇格認定条件について  
「漢検 学習アシスタント」が以下の 2 項目をいずれも満たした場合、協会の審査を経て「漢検 認定エキスパート講師」に認定する。

1. 年 1 回の活動報告書の提出とその内容に応じた認定審査。  
毎年度、活動報告書にて当該年度の活動状況を報告し、その報告書に書かれた活動実績が講師として十分であると認定された場合。  
なお、報告書の評価は累積し、複数年度の実績をもって認定することもある。
2. 年 1 回のサポーター向け研修会への参加。

以上